

# 他自治体 子ども権利条例前文 調査まとめ

## 【分析結果より】

本市のこどもの権利条例の前文は、こどもたちと一緒に作ることを重視し、「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？」において、「こどもの思い」「大人へのメッセージ」などを盛り込む予定です。そうした本市の方針においては、以下の自治体の前文が参考になると考えました。

### ○参考とする事例

3. **東京都武蔵野市**：子ども自身の声を箇条書きで記載
5. **東京都北区**：三者（子ども・大人・区）からのメッセージ形式で、それぞれの想いを明確に分離して記載
11. **北海道石狩市**：子どもたちの具体的な願いを箇条書きで記載
21. **東京都世田谷区**：子どもの声（思い・大人へのメッセージ）と区・大人の決意表明を明確に分けて構成

## < 目次 >

1. 東京都中野区
2. 静岡県富士市
3. **東京都武蔵野市**
4. 東京都国立市
5. **東京都北区**
6. 岐阜県本巣市
7. 愛知県瀬戸市
8. 東京都西東京市
9. 富山県上市町
10. 岡山県岡山市
11. **北海道石狩市**
12. 岐阜県笠松町
13. 埼玉県北本市
14. 三重県桑名市
15. 青森県むつ市
16. 静岡県藤枝市
17. 山梨県韮崎市
18. 東京都江戸川区
19. 東京都杉並区
20. 愛知県名古屋市
21. **東京都世田谷区**

## (前文)

子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その成長を応援します。

私たちは、子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちです。

子どものみなさん、迷うことや困ったことがあったら、周りの大人に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません。あなたは、一人ではありません。私たち大人は、あなたの意見、考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あなたにとって最も善いことを一緒に考えます。あなたのことを応援している人がいることを忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 子どもの権利の普遍性（権利の主体、人間としての尊厳）
- - 現在の子どもが直面する困難（いじめ、虐待、貧困、多様性への理解不足）
- - 大人の責務（子どもの声を聞く、最善の利益を考える、パートナーとして接する）
- - 子どもへの直接的なメッセージ（相談の重要性、支援の存在）
- - 国際的な約束事（子どもの権利条約）への言及
- - まちづくりの理念（子どもにやさしいまち）

### 記載の視点・目線

- - 大人の想い: 子どもの権利保障への決意、責任の自覚
- - 子どもへのメッセージ: 「迷うことや困ったことがあったら、周りの大人に相談してみてください」など直接的な呼びかけ
- - 自治体の決意表明: 条例制定の意義と全力での取り組みを宣言

## (前文)

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。

子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。人種、性別又は障害の有無などによって差別されることなく、学校に行けない、又は行かないことによつて取り残されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、あらゆる差別、虐待や体罰、いじめから守られ、大人の愛情と理解のもと、失敗や成功を繰り返し、明日に向かって健やかに育つことができます。子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を持ち、自分自身を大切にすることが育まれます。そして、様々な経験を通して、自分と同じように他の人を思いやることや、社会の一員としての役割を自然と身に付けていきます。

大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めます。

大人は、常に子どものこうした心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

子どもと大人は、共に社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーです。それぞれの役割のもと、協力し合いながら成長することが必要です。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にすると子どもにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 子どもの存在価値 (かけがえのない存在、未来への希望)
- - 権利の普遍性と平等 (差別の禁止、困難な状況でも保障される権利)
- - 子どもの個性と参加の権利 (自分らしさの尊重、意見表明権)
- - 大人の役割 (信頼関係の構築、最善の利益の考慮)
- - パートナーシップの理念 (子どもと大人の協力関係)
- - 地域全体での支援体制

### 記載の視点・目線

- - 大人の想い: 子どもの可能性への信頼、育ちを支える決意
- - 自治体の決意表明: 富士山という地域性を活かした比喩を用いた決意表明
- - 理念的な記述: 子どもと大人のパートナーシップを重視

### (前文)

すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があります。  
子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもは、どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生きることができるよう、その権利と尊厳が守られます。  
子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが大切です。  
子どもには幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福感が高められることが重要です。  
子どもが暮らし、育つまち、その一員である子どもにやさしいまちであるべきです。  
武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。  
そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。  
「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。  
わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。  
わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。  
わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。  
そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。  
未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。」

### (特徴)

#### 記載内容の分析

- - 権利の普遍性（一人の人間としての権利、差別の禁止）
- - 愛情と尊重の重要性
- - 幸福感の向上
- - 子どもの声の記載（「わたしたち子どもは…」で始まる子どもの言葉）
- - 未来への可能性と自己決定権
- - 大人との対等な関係性

#### 記載の視点・目線

- - こどもの想い: 「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で…」など、子ども自身の声として記載
- - 自治体の決意表明: 子どもの権利条約に基づく社会実現への意志
- - 理念的な記述: 子どもの最善の利益を尊重する社会の実現

## (前文)

すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられることを、このまちと、このまちにいる大人は、うれしく思っています。  
あなたが感じていること、思っていること、考えていることを、あなたの近くにいる大人にいつでも聴かせてください。

うれしいこと、かなしいこと、困っていること、遊びたいこと、学びたいこと、やってみたいこと。もっと自分たちの声を聴いてほしい、自分たちに目を向けてほしいと思っていること。  
このまちと、このまちにいる大人は、いつでもあなたのそばで、一緒に考えて、せいっぱい応援します。

あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向かっていくこと、すべての子どもが一人の人として等しく持つ、大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、あなたと一緒に大切に守って、守っていくことを約束します。

全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらに等しく、自分らしく幸せに生きるための権利を持っています。

この権利は、子どもが成長・発達の過程にあることから、自分の力で行使できないときがあり、そのときに大人の支えが必要となります。  
子どもたちは、生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で精一杯大人に表明しています。この思いを、大人たちが真剣に受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって最善の利益とは何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障されます。

「人間を大切にする」という理念を掲げる国立市は、子どもたちの思いを深く受け止め、また、様々な社会課題が想定される未来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子どもの権利について真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 子どもへの直接的なメッセージ（「すべての子どもたちへ」）
- - 大人からの愛情表現（生まれたこと、成長することへの喜び）
- - 子どもの感情や思いの受容
- - 支援の約束と責任
- - 権利の普遍性と支援の必要性
- - 地域の理念との関連（「人間を大切にする」）

### 記載の視点・目線

- - こどもへのメッセージ: 冒頭から子どもに直接語りかける形式
- - 大人の想い: 愛情と支援への強い意志
- - 自治体の決意表明: 地域の理念と結びつけた権利保障への決意

## (前文)

### 〈子どもたちからのメッセージ〉

私たち子どもは、ゆったりと安心できる場所で休めるとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが生まれながらに持っている、育つ権利や生きる権利をはじめとした、様々な権利を大切にしてほしいです。

私たち子どもは、努力が報われたときや、できなかったことができるようになったとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが失敗をおそれず、くり返し挑戦できる環境をつくってほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねむっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人のみなさんには、子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間を作ってほしいです。そして、安全に過ごせる環境づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やりたいことやできることがちがいます。大人のみなさんには、自分が子どもだったときのことを思い出し、私たち子どもが心からやりたいことを自由に行おうとする姿勢を温かく見守り、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをうまく言えないときがあります。そんなとき、大人のみなさんには、私たち子どもの話にしっかりと耳をかたむけ、ありのままの私たちを受け入れてほしいです。

### 〈大人からのメッセージ〉

私たち大人は、東京都北区（以下「区」といいます。）と協力して、子どものみなさんが幸せな状態で生活を送ることができるよう、この条例の趣旨をふまえ、子どもの視点に立って、子どものみなさんに関わるよう努力します。

### 〈区からのメッセージ〉

子どものみなさん。区は、みなさんが幸せを感じながら健やかに成長できることが、何よりの幸せであると思っています。そのため、みなさんの様々な権利が保障されるよう、全力を挙げて取組を進めます。

大人のみなさん。区は、子どもの育ちと子育てを支援するため、全ての区民のみなさまに協力を求めてまいります。

区は、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号）の理念に基づき、前述のような子どもたち・大人からの思いがけない、子どもたちが幸せな状態で生活を送ることができるようこの条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 三者からのメッセージ形式（子ども、大人、区）
- - 子どもが感じる幸せの具体例
- - 大人への具体的な要望
- - 相互の役割と責任の明確化
- - 協働の精神

### 記載の視点・目線

- - こどもの想い: 「私たち子どもは...幸せを感じます」など具体的な幸せの表現
- - 大人の想い: 子どもの視点に立った関わりへの努力表明
- - 自治体の決意表明: 子どもの幸せを最優先とする姿勢

## (前文)

こどもはかけがえのない存在であり、大人はこどもの潜在能力を伸ばし、自由と可能性を実現するものです。言い換えれば、尊厳を持って生きる自由が保障された学校や社会を自分の手で築いていくことが重要です。

本巣市のこどもたちは、「自らが学校や社会をつくり変えていく」という強い気概と当事者意識を持ち、自らが生きる主体者となって、納得解に辿り着くまで粘り強く歩み続ける力を持っています。自らの幸せと他の人々の幸せを願いながら、どのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに生きることが保障される学校や社会の実現を願い行動しています。

こどもは、大人とともに社会をつくるパートナーです。本巣市は、こどもたちの自己決定権を尊重し、大人と対等な立場で向き合いながら幸せな社会の実現を目指していきます。

本巣市は、全てこどもが議論しながらつくり上げた願いを「本巣市こども憲章」として定め、これを基本理念として、全てのこどもが幸せに生きる主体者となるためにこの条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 子どもの潜在能力と主体性の強調
- - 学校や社会を変革する主体としての子ども観
- - 当事者意識と自己決定権の重視
- - 対等なパートナーシップ
- - 子ども憲章との関連性

### 記載の視点・目線

- - こどもの主体性: 子どもを社会変革の担い手として位置づけ
- - 自治体の決意表明: 子どもの自己決定権を尊重する姿勢
- - 理念的な記述: 対等なパートナーシップの実現

## (前文)

子どもは、生まれながらにして、一人一人が独立した人格を持ち、自らの力で未来を切り開く主体です。子どもは、大人と同じように、一人の人間として様々な権利を有しています。国際連合は、子どもの基本的人権を保障するための「児童の権利に関する条約」を1989年(平成元年)に採択し、1990年(平成2年)に国際条約として発効しました。わが国は、この条約を平成6年に批准しています。

しかしながら、現状では幸せな環境で夢を持って日々暮らしている子どもがいる反面、差別や虐待、貧困、いじめ、自由な意思の表現が抑えられること等に悩み苦しむ子どもたちがおり、子どもの権利が守られているとは言い難い状況にあります。

本市は、子どもの最善の利益が優先して考慮されることを基本理念とした瀬戸市子ども総合計画に基づき、子どもの健やかな育ちをまちぐるみで総合的かつ計画的に推進するに当たり、その基盤として子どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境(子どもにやさしいまち)を整えることが重要となります。

このことから、本市は子どもの権利を保障することを目的にこの条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 権利の法的根拠(国際条約、国内法制)
- - 現実の問題認識(差別、虐待、貧困等)
- - 子どもにやさしいまちの概念
- - 総合計画との関連性
- - 基盤整備の重要性

### 記載の視点・目線

- - 自治体の決意表明: 法的根拠に基づく権利保障への取り組み
- - 問題意識: 現状への危機感と改善への意志
- - 政策的な記述: 総合計画との関連を重視

## (前文)

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていきます。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていきます。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまにしていきます。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 市民全体での取り組み宣言（「わたしたちは」で始まる連続）
- - 失敗からの回復と成長の重視
- - 多様性と困難な状況への配慮
- - 子どもの参加権の重視
- - 大人と地域の役割分担

### 記載の視点・目線

- - 市民全体の想い: 「わたしたちは」を主語とした collective commitment
- - 大人の想い: 子どもへの寄り添いと支援
- - 自治体の決意表明: 切れ目のない支援体制の構築

## (前文)

こどもは、生まれながらにしてひとりの人間として尊重され、幸せに生きる権利をもつかけがえのない存在です。しかしながら、虐待、差別、貧困、いじめ、ヤングケアラーなど様々な状況におかれ、悩み苦しむこどもがいます。

「温かい環境で安心して暮らしたい」「自分の思いや意見を受けとめてほしい」「自分らしさを認めてほしい」これらは、上市町のこどもたちが語った言葉です。これらの願いは、まさにこどもの権利そのものです。

こどもたちに関わる全ての人々が、こどもに寄り添い、幸せを願い、こどもの権利を十分に理解し、その権利と尊厳を守り、健やかな成長を支援する必要があります。

上市町は、劔岳を仰ぐ豊かな風土の中、全てのこどもに笑顔を届けられるよう子育て支援をより一層強力に推進します。そして、こどもたちがふるさと上市町に誇りをもって幸せに暮らしていくことができるよう、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念に基づき上市町こどもの権利条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 現実の問題認識 (虐待、差別、貧困、ヤングケアラー等)
- - 子どもの生の声の紹介
- - 地域性の活用 (劔岳、豊かな風土)
- - 子育て支援の強化
- - ふるさとへの誇りの醸成

### 記載の視点・目線

- - こどもの想い: 子どもたちの実際の声を直接引用
- - 自治体の決意表明: 地域の特性を活かした支援体制
- - 大人の想い: 子どもの権利理解と尊厳保護への責任

## (前文)

全てのこどもは、一人一人が様々な個性や能力、大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。こどもが誰一人取り残されることなく、自分の力を発揮し、自由に可能性を追求し、日々を楽しみながら、安全・安心の中で自分らしく幸せな人生を送れる環境を整えることは、社会全体の重要な使命です。しかし、虐待、いじめ、不登校、貧困問題など、現在、こどもを取り巻く環境は厳しさを増しており、こうした問題に対して強力に取り組むことが急務となっています。

こども基本法は、国際条約である「児童の権利に関する条約」に基づき、「生命・生存・発達の権利」「こどもの最善の利益の考慮」「こどもの意見の尊重」「差別の禁止」という4つの原則を掲げ、日本のこども政策がこれらの原則に基づいて実施されることを明確にしています。こどもは政策の当事者であり、共に今を生きる社会の一員です。こどもの意見表明と参加の機会を確保し、その意見を聴き、尊重することなくしては、こどもの権利を守り、最善の利益を図ることはできません。

この条例を立案する過程で実施したこどもへのアンケートでは、「こどもの権利を知っている」と答えたこどもは36パーセントにとどまりました。また、おとなへのメッセージとして「考えを押し付けず、こどもの意見をもっと聴いてほしい」「いじめを放置しないでほしい」「こどもの権利をもっと知ってほしい」「いつもありがとう」といった多くの声が寄せられました。更に「家族や友達と楽しく過ごしているとき」に幸せを感じるこどもが多いことも分かりました。こどもが幸せな社会は、誰にとっても暮らしやすい幸せな社会です。

この条例がこどもを含む市民に広く普及し、こどもの権利の保障と支援活動を充実させるため、関連する取組や施策を更に進めていく必要があります。

岡山市には、持続可能な社会の構築を目指し、SDGsやESDの活動を推進する中で、地域社会においてこどもや若者の参画意識を培ってきた歴史と経験があります。

私たちは、「こどもの権利」の理念を掲げ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、総合的かつ継続的に、また多層的にこどもを支援するまちづくりに取り組むことが、今を生き、未来を創るこどもへのエンパワーメントにつながることを願い、この条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 個性と可能性の重視
- - 現実問題への強い危機感
- - こども基本法との関連性
- - 子どもへのアンケート結果の活用
- - SDGs・ESDとの関連
- - エンパワーメントの概念

### 記載の視点・目線

- - 自治体の決意表明: 現実問題への強い危機感と「こどもまんなか社会」実現への決意
- - こどもの想い: アンケート結果を通じた子どもの声の反映
- - 政策的な記述: 国の法制度やSDGsとの整合性

## (前文)

こどもは、それぞれが一人の人間として権利の主体であり、大きな可能性を持ったかけがえない存在です。あらゆる差別や不利益を受けることなく、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。

今、いじめや虐待、貧困などつらい状況にあるこどもがいたり、子育ての負担感や孤立感から不安を抱える保護者がいます。

石狩市のこどもたちは、自分らしく健やかに成長していくために、次のことを願っています。

- ・命が守られ、自分らしく成長したい
- ・安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい
- ・自分で考えて行動し、おとなと同じように意見を言いたい
- ・おとなは責任を持ってこどもを育ててほしい
- ・いじめや暴力、差別、虐待のない社会になってほしい
- ・すべての人にこどもの権利を理解してほしい

おとなは、心豊かで安心できる環境をつくり、愛情を持ってこどもを守り育てます。そして、こどもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、こどものために最も良いことを一番に考える責任があります。

わたしたちは、手話が言語であることを認め合えるまち、協働しながらまちづくりを進めるまち、市民が行政活動に参加するまちに住んでいます。

こどもたちの今と未来のために石狩市は、「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、どのような環境に生まれ、どのような状況で育っても、身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいて、悩みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべてのこどもがいつも笑顔で暮らせるみんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 権利の主体としての子ども
- - 現実問題の認識
- - 子どもたちの具体的な願い（箇条書き形式）
- - 大人の責任の明確化
- - 地域特性の活用（手話、協働、市民参加）
- - 「こどもまんなかまちづくり」の概念

### 記載の視点・目線

- - こどもの想い: 具体的な願いを箇条書きで明確に表現
- - 大人の想い: 責任を持った支援と環境づくり
- - 自治体の決意表明: 地域特性を活かした包括的支援

## (前文)

「自分のことは自分で決めたい。」「子ども目線で話を聞いてほしい。」「差別せず一人ひとりを見て尊重してほしい。」この条例の制定に向けて、笠松町の子どもたちが、自分の権利について真剣に考え、語ってくれた言葉です。勇気を出して表明したたくさんの想いが、ここに条例という形になりました。

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりがかけがえのない大切な存在です。幸せに生きる権利があり、豊かな可能性に満ちています。自分を大切にし、自信を持って、思っていることや考えていることを発信してほしい。そのために、私たち大人は、全力で耳を傾け、寄り添い、みんなが幸せになれる方法を一緒に考えます。

自分の権利に気づき大切にすることのできる子どもたちは、同じようにかけがえのない存在である周りの人々を大切にすることができるでしょう。そして、これから生まれてくる子どもたちにも、自分が受けた愛情を同じようにそそぐことができるでしょう。

一人ひとりが持つ権利を大切にし、お互いがお互いを認め合い尊重する、それが子どもも大人もみんなが幸せに暮らせる笠松町の未来につながることを願って、この条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 条例制定過程での子どもの参加
- - 子どもの生の声の重視
- - 権利の循環性（権利を受けた子どもが次世代に愛情を注ぐ）
- - 相互尊重の理念
- - 未来への継承

### 記載の視点・目線

- - こどもの想い: 条例制定過程で表明された子どもの実際の声
- - 大人の想い: 子どもの声への真摯な対応と寄り添い
- - 自治体の決意表明: 相互尊重による幸せなまちづくり

## (前文)

子どもを含むすべての人は、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。そして、子どもは生きていくためにさまざまな助けが必要なことなどから、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切に特別な権利を持っています。

子どもは、自分自身にどのような権利があるのかを知り、この権利を使っていくことで、自分らしく生きることができるようになります。そして、自分の権利が守られることで、すべての人の権利が自分と同じように守られることを理解できるようになります。子どもの権利が保障される社会を実現することは、すべての人の権利が尊重される社会を実現することにもつながります。

子どもは、ただ大人から守られる存在ではなく、社会の一員です。自分たちに関することについて思いを表明することができ、その思いが尊重されるとともに、方針や決まり事を決める過程に参加することができます。その経験は、自己肯定感の向上や民主主義の理解にもつながります。

大人は自分が思い描く理想を子どもたちに押し付けることなく、子どもが自分の価値に気づき、力を発揮し、主体的に生きていけるように支援する必要があります。また、大人が子どもの権利を十分に尊重できるようにするためには、子どもに関わる大人も自身の権利が保障され、十分な支援を受けられる必要があります。

日本には、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、子どもの権利を大切にすることを約束しています。私たち北本市民は日本国憲法及び子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の理念に基づき、子どもの権利を保障することを宣言し、この条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 人権の普遍性と子どもの特別な権利
- - 権利教育の重要性
- - 子どもの社会参加と民主主義教育
- - 大人の支援の必要性
- - 法的根拠の明確化

### 記載の視点・目線

- - 理念的な記述: 人権と民主主義の理念を重視
- - 大人の想い: 理想の押し付けでない支援のあり方
- - 自治体の決意表明: 憲法と国際条約に基づく権利保障

## (前文)

こどもは社会の宝であり、未来への希望です。

全てのこどもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在で、誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にあるこどもや、多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいるこどもがいます。

こどもたちは、友達と仲良く遊び、思いやりのある言葉に包まれ、平和の中で安全に過ごしたいと願っています。また、自分の意見が尊重され、困ったときには相談できる場所や相手を求めています。

全てのこどもたちが、安心して健やかに成長し、自分らしい人生を築くための環境を整えることは、社会の重要な使命であり、私たち大人は、本当にこどもたちが生きやすい社会を作ってきたかを真摯に問い直す必要があります。

そのような考えの下、桑名市民全体で、こどもたちと共に歩み、互いに学び合いながら成長していく決意を新たにし、権利の主体であるこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの声に耳を傾け、大人とこどもが対等な立場で協力し、こどもの権利が保障されるまちを目指します。

桑名市は、市民と共に、こどもの権利とは何かを絶えず考え、全てのこどもの権利が保障される社会を実現するため、ここに桑名市こどもの権利条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 社会の宝としての子ども観
- - 現実問題への認識
- - 子どもの願いの具体化
- - 大人の反省と責任
- - 対等な立場での協力
- - 継続的な権利意識の向上

### 記載の視点・目線

- - こどもの想い: 子どもたちの具体的な願いの表現
- - 大人の想い: 反省と真摯な向き合いへの決意
- - 自治体の決意表明: 継続的な権利保障への取り組み

## (前文)

日本には、平和な社会を維持し、国民の基本的人権を永久の権利として定めている日本国憲法があります。

また、日本は、世界の国々と、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利をもつ主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、ひとりの人間として、自分らしく、豊かに成長、発達していく権利があることを認め、これを大切にすることを約束しています。さらに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども基本法が制定されました。

こどもは、誰もが幸せに生きる権利をもっています。命が守られ、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、児童の権利に関する条約やこども基本法に定める全ての権利が保障されなければなりません。

こどもは、自分のもつ権利を正しく学び、自分以外の人も同じ権利をもっていることを理解するとともに、お互いの権利を尊重し合うことが大切です。自分を大切に思う気持ちや自分以外の人を思いやる気持ちをもつことが、社会性を身につけることや命を大切にすることにもつながります。

こどもは、まわりの人から大切にされていると実感することで、自分や自分以外の人を大切にする心が育まれるとともに、物事に挑戦する気持ちが高まり、自分のもっている能力を更に広げていくことができます。

大人は、こどもの権利を実現していくために、こどもの成長と発達する力を認め、こどもの思いや意見を受け止め、誠実に向き合うことが必要です。そして、こどもに関することが決められ、行われるときは、こどもにとって最も良いことは何かを共に考え、支援していく責任があります。

私たちは、こどもにやさしく子育てがしやすいまちづくりを推進していくため、こどもの意見を取り入れながら、地域全体でこどもに関わる施策に取り組んでいく必要があります。

地域の宝であるこどもは、むつ市の将来を担っていく大切な存在です。こどもが、四季折々の豊かな自然に恵まれたむつ市で、地域の一員として尊重され、地域の人々のぬくもりの中で健やかに成長し、夢と希望をもって未来へ羽ばたいていくことを願い、条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 法的根拠の詳細な説明
- - 権利教育の重要性
- - 相互尊重の理念
- - 大人の誠実な対応
- - 地域性の活用（自然環境、地域のぬくもり）
- - 未来への期待

### 記載の視点・目線

- - 自治体の決意表明: 法的根拠に基づく体系的な取り組み
- - 大人の想い: 子どもへの誠実な向き合いと支援
- - 理念的な記述: 相互尊重と権利教育の重視

## (前文)

こどもは、次代を担うかけがえのない存在であり、計り知れない可能性を秘めた宝であります。全てのこどもは、貴重な社会の一員であり、一人一人が異なる環境の中で育ち、権利の主体として尊重され、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されなければなりません。そのために全ての市民は、連携し、及び協働してこどもに寄り添い、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが将来へ希望をもち、心と体が健やかに育つ環境づくりを推進する必要があります。

さらに、こども自身がこれらの権利を理解し、行使し、守られることが、こどもにやさしいまちの実現につながっていきます。

今を生きるこどもたちが、夢と希望を抱きながら幸せに暮らし、安全・安心で心身ともに健やかに成長することは、全ての市民にとって切なる願いであります。その成長を地域社会で相互に連携し、かつ、協働して支え、明るい未来へ導き、生まれ育った自然豊かで魅力あふれるまちにいつまでも住み続けたいと思えるような、こどもにやさしいまちの実現を目指し、この条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 次代を担う存在としての子ども観
- - 4つの権利の明確化
- - 市民の連携・協働の重視
- - 権利理解の重要性
- - 地域への愛着形成
- - 自然豊かな環境の活用

### 記載の視点・目線

- - 自治体の決意表明: 市民全体での協働による権利保障
- - 理念的な記述: 4つの権利を基盤とした体系的アプローチ
- - 地域の想い: 自然豊かな環境での健やかな成長

### (前文)

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、可能性に満ちた未来への希望です。

全ての子どもは、生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。個別の人格と尊厳を持ち、人種、性別又は障がいの有無などによって差別されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、社会の一員として一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもの権利を保障するためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。子どもの意見を聴き、それを尊重することは、子どもの成長と自己肯定感の促進につながります。子どもには独自の視点や創造力があり、新しい発見やアイデアを提案することもあります。

大人は、常に子どもの心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

私たち葦崎市民は、子どもにやさしいまちづくりを推進し、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもたちが豊かな自然に恵まれた環境の中で、人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱き、次代を担う大人へと成長していけるよう、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にすることを宣言し、この条例を制定します。

### (特徴)

#### 記載内容の分析

- - 存在価値と可能性の重視
- - 権利の普遍性と平等
- - 社会参加と意見表明権
- - 子どもの独創性の評価
- - 大人の理解と支援
- - 地域環境の活用

#### 記載の視点・目線

- - 大人の想い: 子どもの独創性と可能性への理解
- - 自治体の決意表明: 豊かな自然環境を活かした権利保障
- - 理念的な記述: 子どもの創造力と新しい発見への期待

### (前文)

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

子どもは、さまざまな活動の場に参加し、感じたことや、考えたことを自由に伝え、発表することができます。

一人ひとりの子どもの思いや意見が大切にされるとともに、より良い社会をつくるため、子どももまた地域社会をつくる一員として、自ら学び、まわりの人と協力していくことが大切です。お互いの権利を大切にしようまちは、すべての人にとって夢や希望にあふれるまちになります。

江戸川区は、児童の権利に関かする条約、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

### (特徴)

#### 記載内容の分析

- - 個性と可能性の重視
- - 大人の協力関係
- - 子どもの参加権と意見表明権
- - 相互の権利尊重
- - 地域社会の一員としての子ども
- - 希望に満ちたまちづくり

#### 記載の視点・目線

- - 大人の想い: 協力し合っただけの子育て支援
- - こどもの想い: 自由な意見表明と参加への期待
- - 自治体の決意表明: 全区民での協力による権利保障

## (前文)

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在です。全ての子どもは、児童の権利に関する条約に定められた権利が保障されています。この子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。しかしながら、子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももおり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

大人は、子どもをただ守られる存在としてではなく、社会の一員として尊重し、子どもが安心して健やかに成長できるようにする役割を担っています。

全ての大人は、子どもと子どもの権利について理解を深めるとともに、子どもの思い・考え・意見を聴き、真剣に受け止め、保護者、区民及び事業者等それぞれの立場で役割を積極的に果たすことを通じて、地域全体で子どもの権利の保障に取り組んでいくことが必要です。

このような考えの下、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 権利の無条件性の強調
- - 現実問題への認識
- - 大人の役割の明確化
- - 地域全体での取り組み
- - 権利の主体としての尊重

### 記載の視点・目線

- - 自治体の決意表明: 権利の無条件保障への強い意志
- - 大人の想い: 各立場での積極的な役割遂行
- - 理念的な記述: 権利の主体として尊重される地域社会

## (前文)

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを決意し、この条例を制定します。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 権利の主体性の強調
- - 愛情と信頼関係の重要性
- - 他者尊重の学習
- - 発達段階に応じた支援
- - 大人の手本としての役割
- - 市民一体となった取り組み

### 記載の視点・目線

- - 大人の想い: 手本となる存在への自覚と責任
- - 自治体の決意表明: 市民一体となった権利保障
- - 理念的な記述: 権利保障を通じた人格形成支援

## (前文)

(子どもの意見表明)

### 1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きていきたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

### 2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってください。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きていきたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心して、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろんな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

(区や大人の決意表明)

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代は、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。

私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と考える社会を実現していきます。

## (特徴)

### 記載内容の分析

- - 子どもの声の詳細な記録（思い・願望の具体的な表現）
- - 大人への具体的なメッセージと要望
- - 世代間の価値観の違いの認識
- - 多様性と個性の尊重
- - 安心できる環境と教育機会の確保
- - 対話とパートナーシップの重要性
- - 法的根拠の明確化（憲法、子どもの権利条約、こども基本法）

### 記載の視点・目線

- - こどもの想い: 「私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます」など、子ども自身の率直な思いと具体的な願望を詳細に記載
- - こどもから大人へのメッセージ: 「大人世代の『あたり前』は、子ども世代の『あたり前』とは違います」など、大人に対する具体的で建設的な要望
- - 自治体・大人の決意表明: 子どもの声を受けての応答として、対話重視と権利保障への強い意志を表明